

議案第104号

幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第1号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。